

～相談事例～

こんな時、どうするの？ リチウムイオン電池の混入を防ぐには



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問)

当社は、収集運搬と中間処理の許可を持っている業者です。預かる廃棄物の中にリチウム電池が混入されると、パッカー車や破砕機などで火災が発生する恐れがあり懸念しています。相手がお客さんなのでリチウムイオン電池を混入させないよう、なかなか強く言えず、リチウムイオン電池による火災と思われる報道を耳にすると、とても不安です。何か上手い方法はありませんか。

(回答)

確かに、あなたにとってお客さんですから、あまり強く言うことは難しいと思いますが、契約書の中に盛り込んで、「ここに書いてありますから、リチウムイオン電池の混入には御注意してください。」という形で、契約書に書いてあるのでと言う感じで注意喚起してはどうでしょう。具体的にどのように盛り込むかですが、委託契約書には、収集運搬の場合でも処分の場合でも、排出事業者（甲の責務）の条文があると思います。東京都のモデル契約書を参考にしますと、次の通りです。

(甲の義務と責任)

第8条 甲は、乙から要求があった場合は、第3条各項によるもののみならず、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

3 甲は、リチウムイオン電池の処理を委託していない場合には、乙に引き渡す廃棄物の中にリチウムイオン電池が混入しないよう厳に注意しなければならない。リチウムイオン電池が引き渡された廃棄物の中から発見された場合には、甲が引き取り、その責任において適正に処理を行うものとする。

朱書きの第3項を加えてみてはいかがでしょうか。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（7月1日現在、8件契約）
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。